

セルフレジ及びキャッシュレス端末等導入業務委託公募型プロポーザル 評価基準

1 趣旨・目的

この基準は、セルフレジ及びキャッシュレス端末導入等業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）からの提案のうち、最も豊富な実績とノウハウがあると同時に、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 評価方法

審査及び評価は、セルフレジ及びキャッシュレス端末等導入業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において次のとおり行うものとします。

審査委員は、参加希望者からの提案内容を基に、別紙「セルフレジ及びキャッシュレス端末等導入業務委託公募型プロポーザル評価基準表」（以下「評価基準表」という。）で採点を行うものとし、以下の第1次審査及び第2次審査の評価点の合計点数が最も高い者を契約候補者とします。

(1) 第1次審査（書類審査）

参加資格要件を確認し、要件を満たしている事業所について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。参加希望者から提出された企画提案書等の提出書類について、基本機能要件表【様式6】に基づき、評価基準表中の「1-4」、及びキャッシュレス決済一覧【様式7】に基づき、評価基準表中「1-3」、「2-1」については、鎌ヶ谷市市民生活部市民課窓口係が評価（採点）を行います。なお、第1次審査の評価点にかかわらず、第2次審査に進むものとします。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション、デモ及びヒアリング）

企画提案書に基づきプレゼンテーション、テスト端末を用いたデモ及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、20分程度とします。（説明10分、デモ5分、質疑5分程度）

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは鎌ヶ谷市で用意しますが、パソコン、デモ

用のテスト端末等は各参加者で用意するものとします。なお、プレゼンテーションでは審査委員が評価（採点）を行います。

(3) 契約候補者の選定方法

各委員の評価点の合計点数（以下「評価点数」という。）が最も高いものを契約候補者として選定します。

(4) 順位の決定方法（合計点数が同点となった場合の取扱い）

最も評価点数の高い者が2者以上あるときは、企画提案時に提出された見積額が最も安価な者を契約候補者として選定します。

(5) 契約締結できなかった場合の取扱い

契約候補者と当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数の次点者を契約候補者とします。

(6) 参加希望者が1者の場合の取扱い

参加希望者が1者であっても、審査を行い、選定の可否を決定します。

3 評価基準（評価項目、評価の視点、配点、配点基準等）

別紙「評価基準表」のとおり

4 その他

この基準に定めのない事項については、審査委員の協議により決めることとします。